

訪問看護重要事項説明書
(医療保険)



トヨタ記念 訪問看護ステーション

〒471-8513

愛知県豊田市平和町1丁目1番地

TEL : 0565-71-0310

FAX : 0565-71-0311

1. 事業所(名称)の概要 (令和4年4月1日改定)

事業所名	トヨタ自動車株式会社 トヨタ記念訪問看護ステーション
所在地	愛知県豊田市平和町1丁目1番地
電話番号	TEL 0565-71-0310 FAX 0565-71-0311
管理者	太田 由佳
営業時間	8時30分～17時30分 (訪問時間：原則 9時00分～17時00分)
休日	トヨタ記念病院カレンダーに準ずる
職員体制	看護師 常勤 5名以上(管理者含む)
サービスを提供する地域※	通常別に定める「サービスを提供する地域(町名順)」による

※その他の地域の方はご相談下さい。

2. 訪問看護の主な内容

(1) 健康状態の観察 (2) 終末期の看護 (3) 療養上のお世話 (4) 介護者への支援 (5) 皮膚・排泄の管理	(6) 医師の指示による医療処置 (7) 医療機器の対応 (8) 緊急時訪問看護 (9) その他
---	---

3. 当訪問看護ステーションの特徴等

運営の方針

- ① 事業者の従業者等は、利用者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- ② 事業の実施に当っては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. サービスに関する苦情や困りごとの相談、虐待やハラスメントなどの申し立て窓口

ご利用者様からの相談または苦情に対する常設の窓口を設けています。

・当事業所利用者相談・苦情担当

担 当：太田 由佳

電 話： 0565-71-0310

5. 秘密保持

事業者及び事業者の従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後および事業者の従業員退職後も同様です。

6. 事故発生

サービス提供にあたって、事故が発生し、事業者の責にその原因を認められる損害賠償においては速やかに対応します。

7. 緊急時における対応方法

事業者の従業員等は、サービス実施中に利用者の病状に急変又は、その他緊急事態が発生した場合、必要に応じて応急処置を行うとともに、速やかにかかりつけ医師、または、主治医に連絡し、指示に応じ適切な処置を行います。

連休・早朝・夜間の訪問は、医療ケアやデバイス交換など看護師の判断により訪問日程を調整し、必要に応じて対応いたします。

8. 利用料金

(1) 医療保険の法定利用料に基づく金額 別紙参照 (医療保険 料金表一覧)

(2) その他利用料 別紙参照 (医療保険 料金表一覧)

(3) 支払方法

利用月翌々月 6 日に利用料を金融機関口座より自動引き落としされます。

事前に請求明細書、請求書を発行し、引落とし確認後領収書を発行します。

9. サービスの提供に関する事項

- (1) 訪問の時間に30分前後のずれが生じることがありますのでご了承ください。訪問時間を変更する場合は事前に連絡いたします。
- (2) 台風や雪など往復途上での危険が予測された場合、定期の訪問を変更する場合がありますのでご承知ください。
- (3) 訪問日や訪問時間の変更、又は中止を希望される時は、できるだけお早めにご連絡ください。又、事業者の都合で、変更や中止をお願いすることもありますので御協力お願い致します。
- (4) 看護師等が訪問する際、看護学生が実習生として一緒に訪問し、療養上のお世話をさせていただくことがありますのでご了承ください。
- (5) 感染予防の為、訪問看護開始前後に流水にて手洗いを実施させていただきますので、ご理解とご協力をお願い致します。
- (6) 職員に対するお茶やお菓子、金品などの心付けは固くお断りいたします。貴重品の管理にご協力ください。
- (7) 暴言、暴力、ハラスメントは固くお断りします。事業者判断でサービスの中断や契約を解除する場合があります。
- (8) ご利用者様やご家族の人権擁護、虐待の発生防止に努めます。

以上

*保険料負担金は医療保険の負担金額に基づき頂きます。

2026年6月1日現在

利用料の種類		1割負担	3割負担	10割負担
1.訪問看護基本療養費Ⅰ（1日につき）	週3回まで	555円	1665円	5550円
保健師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚療法士	週4回以降	655円	1965円	6550円
2.訪問看護基本療養費Ⅱ（1日につき）		* 同一建物居住者への訪問看護		
①同一日2人	週3回まで	555円	1665円	5550円
	週4回以降	655円	1965円	6550円
②同一日3人以上	週3回まで	278円	834円	2780円
	週4回以降	328円	984円	3280円
3.訪問看護基本療養費Ⅲ * 外泊中管理療養費算なし		1回	850円	2550円
4.訪問看護管理療養費	月の初日	771円	2313円	7710円
	2日目以降	301円	903円	3010円
5.訪問看護物価対応料Ⅰ（1日につき）	月の初日	60円	180円	600円
	2日目以降	20円	60円	200円
6.難病等複数回訪問加算	2回目	450円	1350円	4500円
	3回目以上	800円	2400円	8000円
7.複数名訪問看護加算（同時に看護師等の訪問）				
①看護師等と同行	週1回	450円	1350円	4500円
②看護補助者と訪問		300円	900円	3000円
8.長時間訪問看護加算(90分を超える訪問) * 厚生労働大臣が定める長時間訪問を要する者		1回	520円	1560円
9.乳幼児加算(3歳未満)、幼児加算(3歳以上6歳未満)		1日につき	150円	450円
10.緊急訪問看護加算(医師の指示により訪問)	月14回まで	265円	795円	2650円
	月15回以降	200円	600円	2000円
11.24時間対応体制加算		ひと月	652円	1956円
12.特別管理加算（Ⅰ）（別紙参照）	ひと月	500円	1500円	5000円
（Ⅱ）（別紙参照）		250円	750円	2500円
13.夜間・早朝訪問看護加算(18時～22時/6時～8時)	1回	210円	630円	2100円
深夜訪問看護加算（22時～6時）		420円	1260円	4200円
14.退院時共同指導加算(1回)、通常がん末期等は2回算定可能 特別管理指導加算(特別管理加算の対象)	対象月	800円	2400円	8000円
		200円	600円	2000円
16.退院支援指導加算		退院日	600円	1800円
17.在宅患者連携指導加算		ひと月	300円	900円
18.在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回限り)		1回	200円	600円
19.訪問看護情報提供療養費		ひと月	150円	450円
20.訪問看護ターミナルケア療養費		対象月	2500円	7500円
21.看護・介護職員連携強化加算		ひと月	250円	750円
22.訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）		ひと月	183円	549円

緊急訪問した場合
1回/日算定退院前かファ参加.療養につ
いて指導.文書で提出
特別管理加算あれば追加退院日に訪問
医師.薬局などに2回/月以
上文書で情報共有

■週4日以降の訪問看護を利用できる方

末期の悪性腫瘍／多発性硬化症／重症筋無力症／スモン／筋萎縮性側索硬化症／脊髄小脳変性症／ハンチントン病／進行性筋ジストロフィー症／パーキンソン病関連疾患（進行性核性麻痺／大脳皮質基底核変性症／パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）／多系統萎縮症（綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）／プリオン病／亜急性硬化性全脳炎／ライソゾム病／副腎白質ジストロフィー／脊髄性筋萎縮症／球脊髄性筋萎縮症／慢性炎症性脱髄性多発神経炎／後天性免疫不全症候群／頸髄損傷または人工呼吸器を使用している状態	左記以外でも、主治医から頻回の訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書の交付がある方、特別管理加算を算定されている方も対象になります。
--	--

■特別管理加算対象

特別管理加算(Ⅰ)
在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算(Ⅱ)
在宅自己腹膜還流指導管理を受けている状態 在宅血液透析指導管理を受けている状態 在宅酸素療法指導管理を受けている状態 在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態 在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態 在宅自己導尿指導管理を受けている状態 在宅持続用呼吸療法指導管理を受けている状態 在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態 在宅肺高血圧患者指導管理を受けている状態 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 真皮を超える褥創の状態 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

■公費負担医療制度の適用

	基本利用料	交通費	超過・時間外・休日料金
生活保護	利用者負担なし		
特定疾患	利用者負担なし	利用者負担あり	

■実費負担金(税別)

費用の種類	内容	自己負担額
営業日以外	1時間毎	2,500円
交通費	電車・バス・タクシー	実費相当額
	自動車	1 Km毎 50円
	事業者からの片道距離により算出	
死後の処置料	材料費を含む	10,000円
材料費	保険適応外の衛生材料費	実費相当額

*利用月の翌々月6日に利用料を金融機関の口座より自動引き落としされます。

*引き落としの際は、事前に通知させていただきますのでご確認ください。

訪問看護サービスを実施する地区

- 挙母地区 ● 高橋地区 ● 上郷地区 ● 高岡地区
- 猿投地区 ● 松平地区 ● 岡崎市細川町

上記の地区以外の方もご相談に応じます。

お気軽にご相談ください。